

消費者庁

消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

該当する政策なし

(事後評価)

表1 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和3年8月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/caa_h24.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策 (1)】 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、令和4年度概算要求(13百万円)を行った(令和3年度予算額:13百万円、令和4年度予算案額:13百万円)。 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和4年度概算要求(27百万円)を行った(令和3年度予算額:27百万円、令和4年度予算案額:26百万円)。 消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、令和4年度概算要求(111百万円)を行った(令和3年度予算額:16百万円、令和4年度予算案額:11百万円)。 消費者行政の国際的な連携を推進するため、令和4年度概算要求(167百万円)を行った(令和3年度予算額:106百万円、令和4年度予算案額:95百万円)。 SNSを活用した消費生活相談の実現可能性を検討するため、令和4年度概算要求(45百万円)を行った(令和3年度予算額:30百万円、令和4年度予算案額:23百万円)。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業活動と消費行動の変容に関する調査研究のため、令和4年度定員要求において2名(係長級)の増員を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標については、消費者基本計画に関する測定指標「消費者基本計画工程表の策定状況」を作成した。また、組織改編に伴い、「海外の国・地域・機関等との連携状況」を削除し、「取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会の開催状況」を新たに追加した。 達成手段についても、組織改編に伴い、「消費者行政に係る国際対応」を削除し、「デジタル・プラットフォームを

				<p>介した取引における消費者利益の確保」を追加する等の変更をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、組織改編に伴い、個別目標の国際連携の強化に関する目標を削除した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」を開催（令和3年4月～令和4年3月の期間に4回開催）。 ・消費者政策担当課長会議を開催（令和3年11月）。 ・消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施（令和3年4月～令和4年1月の期間で注意喚起を13件実施）。 ・令和3年9月住宅の売却、資産の管理に関する契約トラブルに関する注意喚起を実施。 ・総務省統計局と共同で、「社会生活基本調査を装った『かたり調査』」に関する注意喚起を実施（令和3年9月）。 ・議長国として第9回日中韓消費者政策協議会をオンライン形式で開催し、中国及び韓国の消費者行政当局及び相談機関と意見交換を実施した。 ・携帯料金プランに関する注意喚起を実施（令和3年7月更新）。 ・新未来創造戦略本部において、SNS相談に関する実証実験を実施。
2	<p>【施策（2）】 消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和4年度概算要求（218百万円）を行った（令和3年度予算額：60百万円、令和4年度予算案額：83百万円）。 ・公益通報者保護の推進のため、令和4年度概算要求（93百万円）を行った（令和3年度予算額：81百万円、令和4年度予算案額：92百万円）。 ・取引デジタルプラットフォームにおける消費者利益保護等を推進するため、令和4年度概算要求（200百万円）を行った（令和4年度予算案額：120百万円【新規】）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（18百万円）を行った（令和4年度予算案額：11百万円）。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）の実効的な運用のため、令和4年度機構要求において1名（室長級）の新設を要求。

			<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度の実効性確保に向けた体制整備のため、令和4年度機構定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の実効的な運用のため、令和4年度定員要求において5名（課長補佐級2名、係長級3名）の新設を要求。 ・公益通報者保護法（平成16年法律第122号）改正法の施行に向け、令和4年度定員要求において4名（課長補佐級2名、係長級2名）の増員及び1名（課長補佐級）の時限延長を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法（平成12年法律第61号）について、衆参両院の委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、平成31年2月から「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年9月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年10月上旬まで意見募集を実施し、同年12月に結果を公表した。さらに、上記の報告書を踏まえつつ、令和元年12月から令和3年9月まで「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から、消費者団体・事業者団体の関係者を含めて検討が行われ、同年9月に報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年10月下旬まで意見募集を実施するとともに関係各所と意見交換を行った。これらを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和4年3月に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を、国会に提出した。 ・消費者団体訴訟制度について、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）（以下「消費者裁判手続特例法」という。）の附則等に基づき、令和3年3月から「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」において、消費者団体・事業者団体の関係者を含めて同法の施行状況を踏まえた制度の見直しの検討を進め、同年10月に報告書を公表した。同報告書については、同年11月上旬まで意見募集を実施するとともに関係各所と意見交換を行った。これらを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和4年3月に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復
--	--	--	--

				<p>のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を、国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故につながるおそれのある商品等による重大な消費者被害の防止や、販売業者の連絡先の開示を通じた紛争解決・被害回復の基盤を確保するため、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務、危険商品等の出品削除等の要請、販売業者等に係る情報の開示請求権等が規定された「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者取引の保護に関する法律」が制定された（令和3年4月成立、同年5月公布、令和4年5月1日施行予定）。 ・令和3年11月から取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会を開催し、施行規則案等について意見交換を行った。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改編を踏まえ、測定指標「大企業労働者及び中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度」、「市区町村及び中小企業の内部通報窓口の設置率」及び「内部通報制度に関する認証取得事業者数」を削除した。 ・その他、組織改編を踏まえ、施策の概要及び達成すべき目標から「公益通報者保護制度の推進」を削除し、個別目標の公益通報制度に関する目標を削除した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月、適格消費者団体1団体、特定適格消費者団体1団体を新規に認定した。加えて2団体からの新規認定申請を受理し審査を実施した。また、特定適格消費者団体1団体の認定を更新した。 ・消費者契約法の周知広報のため、リーフレットの消費生活センターや大学等の関係機関への送付や消費生活相談員等を対象とする研修会への講師派遣を行った。
3	<p>【施策（3）】 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、令和4年度概算要求（237百万円）を行った（令和3年度予算額：159百万円、令和4年度予算案額：140百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（4百万円）を行った（令和4年度予算案額：5百万円）。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン社会実現のための体制強化のため、令和4年度定員要求において1名（係長級）の増員を要求。

				<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に係る体制整備のため、令和4年度定員要求において3名（係長級）の時限延長を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に関する施策については、令和3年度の取組として、各分科会の議論等を踏まえて第4期消費者教育推進会議の取りまとめを行った。 また、令和3年度は成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、関係省庁が更に連携して取組を進めるため、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づき、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行った。 ・普及・啓発に関する施策については、令和3年度の取組として、啓発用のパンフレット、ポスター、動画や学習教材等の学校や地域等での活用促進のほか、エシカル消費特設サイト内にサステナブルファッション特設ページを開設するなど情報発信の充実に向けた取組を行った。 ・食品ロスの削減に関する施策については、令和3年度の取組として、「令和3年度食品ロス削減推進大賞」及び「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテスト」を実施したほか、諸外国における食品ロス削減に関する先進的な取組についての調査、コンビニエンスストア等における「てまえどり」の呼び掛け、地域において食品ロス削減を推進する人材を育成する「食品ロス削減推進サポーター」制度の創設などを実施した。 その他に、国の災害用備蓄食品について関係府省庁が申合せを行い、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入替えにより役割を終えたものについて、原則として、フードバンク等への提供に取り組むこととした。
4	【施策（4）】 地方消費者行政の推進	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の推進に必要な経費として、令和4年度概算要求（3,292百万円）を行った（令和3年度予算額：2,228百万円、令和4年度予算案額：2,084百万円）。 ・復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、令和4年度概算要求（279百万円）を行った（令和3年度予算額：298百万円、令和4年度予算案額：279百万円）。 ・令和3年度補正予算において、「地方消費者行政強化交付金」を1,400百万円措置。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立の状況にある方を含む配慮を要する消費者の効

				<p>果的な見守りの企画・立案を図るため、令和4年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。</p> <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・第4期消費者基本計画(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえた「地方消費者行政強化作戦2020」(令和2年4月1日)の達成に向けて取り組んでいる。 ・新たな行政手法の開発及び横展開を図るための先進的モデル事業等の地方消費者行政を強化する事業を実施。 ・消費生活相談のデジタル化に向けて、「消費生活相談デジタル化アドバイザーボード」における議論を踏まえた中間的取りまとめを行った。 ・消費者ホットライン188及び相談窓口の認知度向上に向けて、SNSによるキャンペーン広告の配信、トラブル事例に応じた複数のPR動画やバナー広告の配信等を実施。 ・消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置を促進しつつ、厚生労働省との連名通知を发出するなど消費者安全確保地域協議会の取組と関係行政機関の取組との連携を強化。また、新未来創造戦略本部において、同協議会の更なる活用促進に向け、情報伝達の手法に関するモデルプロジェクト等を実施。
5	<p>【施策 (5)】 消費者の安全確保のための施策の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、令和4年度概算要求（88百万円）を行った（令和3年度予算額：91百万円、令和4年度予算案額：87百万円）。 ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、令和4年度概算要求（2百万円）を行った（令和3年度予算額：5百万円、令和4年度予算案額：2百万円）。 ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、令和4年度概算要求（98百万円）を行った（令和3年度予算額：42百万円、令和4年度予算案額：63百万円）。 ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、令和4年度概算要求（154百万円）を行った（令和3年度予算額：89百万円、令和4年度予算案額：81百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（6百万円）を行った（令和4年度予算案額：3百万円）。

				<p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に係るリスクコミュニケーションの取組を強化するため、令和4年度機構・定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。 ・事故調査の質の向上・迅速化のため、令和4年度機構・定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を集約し、消費者への注意喚起の記者公表を適切に実施（令和3年4月～令和4年1月末の間に注意喚起を10回実施）。 ・子供の事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、「子どもの事故防止週間」を設定（令和3年7月19日～25日）し、集中的に啓発活動を行うとともに、令和3年度「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を令和4年3月に実施。 ・食品の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（令和3年4月～令和4年2月末の間に訓練を1回実施）。 ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト等での情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（令和3年4月～令和4年1月末の間に各種意見交換会等を79回開催）。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（報告書件数：1件、勧告・意見件数：2件、事故等原因調査等の新規選定数：3件、申出受付件数：39件※令和3年4月～令和4年1月末）。
6	【施策（6）】 消費者取引対策の推進	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（以下「特定商取引法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和4年度概算要求（331百万円）を行った（令和3年度予算額：229百万円、令和4年度予算案額：241百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（5百万円）を行った（令和4年度予算案額：3百万円）。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律

				<p>第62号) (以下「預託法」という。) の改正に伴い、新たな業務の大幅な増加が見込まれるため、令和4年度機構要求において1名 (室長級) の新設を要求。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット通信販売における定期購入の分野で特定商取引法に違反する行為が多発しており、これに対処するため、令和4年度定員要求において2名 (課長補佐級1名、係長級1名) の増員を要求。 ・預託法改正に伴い、新たな業務の大幅な増加が見込まれるため、令和4年度定員要求において4名 (課長補佐級2名、係長級2名) の増員を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、特定商取引法、預託法及び消費者裁判手続特例法の改正を行う「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出し、令和3年6月に公布された。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法及び預託法の厳正な執行として、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害が生じるおそれのある重大事案に対し重点的に取り組んだ。具体的には、電気及びガスの小売供給を提供する電話勧誘販売業者に対し、行政処分を行った事案や、水回りの修繕等に係る役務の提供を行う訪問販売業者に対し行政処分を行った事案等がある。
7	【施策 (7)】 消費者表示対策の推進	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当景品類及び不当表示防止法 (昭和37年法律第134号) (以下「景品表示法」という。) の厳正な執行等を行うため、令和4年度概算要求 (221百万円) を行った (令和3年度予算額: 176百万円、令和4年度予算案額: 154百万円)。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費 (デジタル庁一括計上分) として、令和4年度概算要求 (17百万円) を行った (令和4年度予算案額: 13百万円)。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケア関連商品に係る景品表示法・健康増進法 (平成14年法律第103号) の執行を強化するため、令和4年度定員要求において2名 (課長補佐級1名、係長級1名) の増員を要求。

			<p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、景品表示法に基づき措置命令や指導等を積極的に実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止の観点から、 <ol style="list-style-type: none"> ①事業者等がこれから行う企画についての相談に対応するなどして法令遵守の取組支援を実施。 ②各種団体主催の景品表示法に関する講習会等への講師派遣、同法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。 ・特定保健用食品の表示に関する公正競争規約の認定を行ったほか、公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会等から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会等に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ講師を派遣。 ・平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した「家庭用品品質表示法ガイドブック」を配布するとともに、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の普及啓発を実施。 ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発を実施。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を実施。 ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、健康増進法に基づき改善要請等を積極的に実施。 ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）の規定に違反するおそれのある表示を監視するとともに、同法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。
--	--	--	--

8	【施策 (8)】 食品表示の企画・立案・推進	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示対策の推進のため、令和4年度概算要求（299百万円）を行った（令和3年度予算額：248百万円、令和4年度予算案額：208百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（48百万円）を行った（令和4年度予算案額：48百万円）。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示におけるデジタルツールの活用に向けた企画・立案業務を適正に行うため、令和4年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求した。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分等に関する表示について、日本食品標準成分表が改訂され、新たな分析方法等が採用されたため、栄養成分等に係る分析方法等の整理を行う必要があることから食品表示基準の一部を改正した。 ・遺伝子組換え食品に関する表示について、 <ul style="list-style-type: none"> ①今後、厚生労働省による安全性審査を経て、遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が可能となること ②高オレイン酸の形質を有する大豆が従来育種によって生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」の定義に該当しなくなったことから食品表示基準の一部を改正した。
9	【施策 (9)】 物価対策の推進	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、令和4年度概算要求（25百万円）を行った（令和3年度予算額：60百万円、令和4年度予算案額：24百万円）。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改編を踏まえ、施策単位の見直しを行い、「施策名」「施策の概要」「達成すべき目標」「測定指標」「達成手段」等、全体として施策内容に沿うよう修正した。
10	【施策 (10)】 消費者政策の推進に関する調査・分析	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和4年度概算要求（123百万円）を行った（令和3年度予算額：56百万円、令和4年度予算案額：67百万円）。 ・消費者志向経営の推進のため、令和4年度概算要求（50百万円）を行った（令和3年度予算額：5百万円、令和4年度予算案額：22百万円）。

				<p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者志向経営の推進のため、令和4年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 ・消費者の意識を迅速に調査するため、令和4年度定員要求において1名（係長級）の増員を要求。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改編を踏まえ、施策単位の見直しを行い、「施策名」「施策の概要」「達成すべき目標」「測定指標」「達成手段」等、全体として施策内容に沿うよう修正した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者白書を作成し、関係行政機関や国民等に広く情報提供を行った。
--	--	--	--	--

表2 規制を対象として評価を実施した政策（令和4年3月1日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/caa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入	継続が妥当	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課徴金制度の運用のため、令和4年度概算要求（19百万円）を行った（令和3年度予算額：19百万円、令和4年度予算案額：19百万円） <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課徴金制度は、経済的観点から事業者が不当表示を行うことを抑止する効果があり、不当表示の未然防止の観点から必要性が認められることから、引き続き制度の運用を実施。